

鄭成功生誕400周年記念事業実行委員会会則

(目的)

第1条 この会則は、鄭成功生誕400周年記念事業における事業の企画・運営等を円滑に推進するため、実行委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、鄭成功生誕400周年記念事業実行委員会と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 事業計画の策定及び運営に関すること。
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 本会は、別表に掲げる者（以下「実行委員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 監事 1名

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長及び監事は委員のうちから委員長が指名する。

(役員職務)

第6条 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、本会が解散する日までとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(会議)

第8条 会議は、実行委員をもって構成する。

2 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

3 会議は、実行委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

4 委員長は、緊急を要する事項につき、副委員長の同意を得て、第2項の招集に代えて書面による決議を求めることができる。

(企画部会の設置)

第9条 実行委員会は、事業を円滑に推進するために企画部会を置くことができる。

2 企画部会の部会長及び委員は、委員長が指名する。

3 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。

4 部会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、平戸市文化観光商工部に事務局を置く。

(解散)

第11条 本会は、第3条に規定する事業が終了したとき、解散するものとする。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この会則は、令和4年8月23日から施行する。

別表（第4条関係）

- 1 平戸観光協会 会長
- 2 平戸商工会議所 会頭
- 3 中野地区区長会 会長
- 4 川内浦地区 区長
- 5 川内在自治会 会長
- 6 中野まちづくり運営協議会 代表
- 7 平戸市鄭成功記念館運営委員会 会長
- 8 中野漁業協同組合 組合長
- 9 中野女性会 代表
- 10 平戸市文化協会 会長
- 11 松浦史料博物館 館長
- 12 平戸市物産振興協会 会長
- 13 平戸市文化観光商工部 部長